

ふれあい定期預金<福祉型>

(平成25年1月4日現在)

1. 商品名 (愛称)	●自由金利型定期預金M型<単利型> (愛称:ふれあい定期預金)
2. 販売対象	●公的年金等を受給している個人の方 公的年金等の種類については別表に定めます。
3. 取扱店舗	●当金庫本支店とし、1人1店舗のみとします。
4. 期間	●定型方式 1年のみ 一般定期預金とし、自動継続の取扱いはありません。
5. 預入方法 (1) 預入金額 (2) 預入単位 (3) 預入限度	●一括預入 ●1,000円以上 ●1円単位 ●1人につき300万円以内(複数口の合計額でも可能)
6. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	●自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)1年ものの店頭表示金利に所定の利率を上乗せし適用金利を店頭表示します。(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ●満期日に一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
8. 利子課税	●分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%) ●マル優の取扱いができます。
9. 手数料	—————
10. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%
11. 満期日以後の利息	●満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
12. 金利情報の入手方法	●金利は店頭の営業店表示システムにて表示しています。
13. その他の特約事項	●定期預金証書の発行とし、通帳式および総合口座の取扱いはありません。 ●預金預入時に公的年金等の受給者であることを年金証書等の提示を受けて確認します。

<p>14. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>15. その他</p>	<p>●預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので一部カットされることがあります）</p>

<別表>

販売対象者は下記年金または手当の受給者。

(1) 新国民年金

- ①障害基礎年金
- ②遺族基礎年金

(2) 旧国民年金

- ①障害年金
- ②老齢福祉年金
- ③母子年金
- ④準母子年金
- ⑤遺児年金
- ⑥老齢特別給付金

(3) 旧厚生年金

- ①障害年金
- ②遺族年金
- ③寡婦年金
- ④かん夫年金
- ⑤遺児年金
- ⑥通算遺族年金
- ⑦特例遺族年金

(4) 共済年金

- ①障害年金
- ②遺族年金
- ③通算遺族年金

(5) 各種手当

- ①児童扶養手当
- ②特別児童扶養手当
- ③障害児福祉手当
- ④特別障害者手当
- ⑤福祉手当
- ⑥医療特別手当
- ⑦特別手当
- ⑧保健手当
- ⑨健康管理手当